

森の息吹

第5号



公益社団法人木曾三川水源造成公社

【URL】 <http://www.kiso3sen.org/>

✉ desk@kiso3sen.org

〒501-3756 岐阜県美濃市生櫛1612-2

☎ 0575-33-4011 (内線408)

岐阜県中濃総合庁舎内

FAX 0575-46-8409

本誌「森の息吹」は、木曾三川水源造成公社（以下、「公社」）が実施している分収造林事業等について、分収造林契約者の皆様にお知らせするために発行しています。

成長した森林を活かす時代



写真：機械化された木材生産の様子。

公社は、設立から50年近くが経過しました。公社が植林してきた木々は、雪起、下刈、枝打、除伐と段階的に保育施業を行い、現在では保育を中心とした事業から木材生産事業へと移り始め、本格的な木材生産に向けた搬出路の整備や、災害に強い山づくりなど環境保全に貢献するよう森林整備を進めています。

木材価格は、昭和55年をピークに減少を続け、現在は約5分の1にまで低迷している状況です。しかしながら、岐阜県では中津川市の大型合板工場、郡上市白鳥町の大型製材工場、瑞穂市のバイオマス発電所が稼働し、木材生産の拡大に向けた体制が整いつつあります。

公社でも木材資源の安定供給に繋がるよう、県内各地の契約地から間伐木を搬出して、木材市場をはじめバイオマス発電所などへ供給することにより、皆様の暮らしの中で住宅建築をはじめ発電などでも木材が利用され役立っていることと思います。

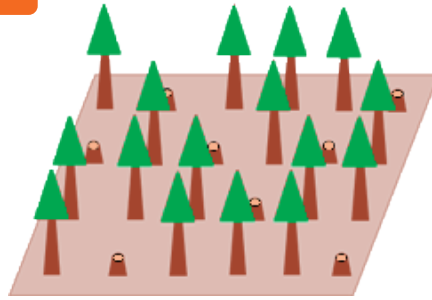
本誌をご一読いただき、森林・林業について興味を持っていただければ幸いです。

木材生産の紹介 間伐の方法



間伐方法その1 定性間伐

樹木の成長具合や周辺の木との関係を1本1本確認しながら、残す木と伐る木を見分けて間引きする基本的な方法です。



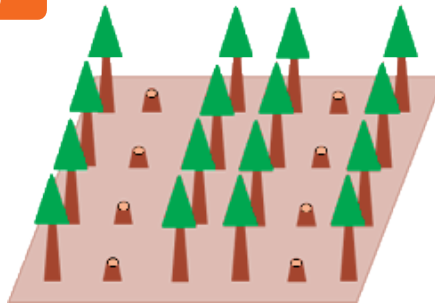
定性間伐イメージ図



定性間伐実施後の状況

間伐方法その2 列状間伐

植栽列や斜面方向に沿って直線的に伐採する方法です。この方法では選木の手間が省け、伐採・集材が容易になるとともに高性能林業機械を用いた作業システムの導入により、生産性の向上と費用の縮減を図るといった利点があります。



列状間伐イメージ図



列状間伐実施後の状況

これらの代表的な間伐方法によって、皆様の森林の適切な管理を推進していきます。

緑の担い手確保・人材育成



岐阜県内の林業労働力は下表「森林技術者の推移」のとおり長期的に減少傾向が続いていますが、ここ数年はほぼ横ばい傾向を示しています。一方で、森林技術者の高齢化にも歯止めがかかり、年齢構成の平準化も進んでいます。

会社では、森林づくりとそれを支える人づくりを目指し、林業就業相談、森林のガイダンス、雇用管理に係る相談・助言・指導を行っています。また、林業就業支援講習を開催し、新たに林業への就業を希望する方々を対象に、林業に関する「知識・技術」の習得、「就業・生活相談」により就業に関する心構えや情報を習得してもらい、林業への円滑な就業が出来るための支援事業に取り組んでいます。



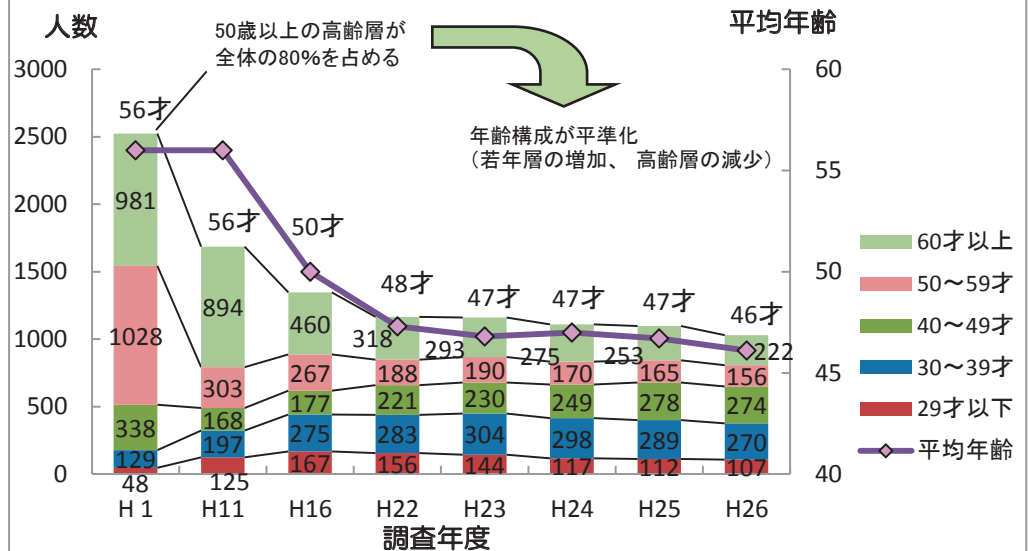
チェーンソーを使った伐採講習



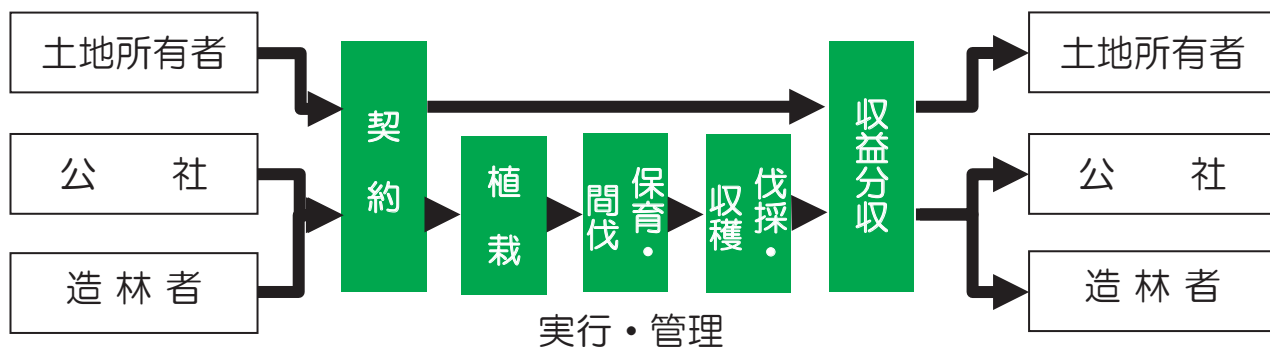
高性能林業機械操作方法の講習

森林技術者数の推移

参考文献：岐阜県 林業労働力調査報告書 平成26年度



分収造林契約



分収造林契約とは、公社が契約期間に造林・保育を行い

契約満了時に、木を伐採してその収益を

土地所有者様と公社及び造林者が分け合う契約です。



人工林皆伐跡地

○契約期間延長のお願い

分収造林契約の期間延長にご同意いただき、契約更改にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げます。

公社では、施業方針を長伐期施業へと転換し、皆様と契約している分収造林契約の期間を100年に延長する手続きを順次進めております。お陰様で80%を超える皆様のご理解を頂いていますが、まだ期間延長の手続きがお済みでない皆様のご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

長伐期施業のメリット

長伐期施業では、間伐を繰り返し実施するため、広葉樹等の自然発生を促すことができます。そのため、主伐を迎えても皆様の森林を裸地化させず、再造林するためのご負担を軽減することができます。なお、「森林の有する様々な機能」をより高度に発揮するため、大面積皆伐や伐採跡地の放置を避けるための森林施業を実施できるよう長伐期施業への転換が必要と考えます。

分収金をお支払いするために大切な手続き

分収造林契約者様が亡くなられた場合は、速やかに相続登記の手続きをお願いいたします。

相続登記が完了していないと、分収金をお支払いすることができなくなります。

相続登記の手続きは、お近くの司法書士又は岐阜県司法書士会へご相談ください。

☆岐阜県司法書士会 ☎058-246-1568 <http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/>

相続や贈与、売買などによって名義が変更になった時や、引っ越し等で住所が変更になった時は、お手数ですが公社までご連絡ください。

分収造林契約変更のお願い



公社では、造林木の適正な管理に努めていますが、近年の木材価格の低迷等が公社経営に影響を及ぼし、長期的管理に支障をきたす恐れがあります。そこで、経営の安定を図るため「契約期間の延長（100年契約）」に加えまして「分収割合の変更」をお願いしております。

【分収造林事業変更の概要】

○既に、長伐期施業にご了承いただき、「契約期間の延長」を済まされている方



「分収割合の変更」をお願いします。

○当初の契約期間（60年契約）の状態、「契約期間の延長」を済まされていない方



「契約期間の延長」と「分収割合の変更」を併せてお願いします。

これまでに県内各地域で説明会を開催したところ、多くの方からご理解をいただきました。今後も説明会等により契約変更を進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

広報活動の実施



水源の水に触れる子供たち



水源林整備の一環として間伐作業の体験をする様子

公社では、木曽三川（木曽川、揖斐川、長良川）下流域の人たちに、水源林の大切さや、森林整備の果たす役割などを知ってもらうため、小学生を対象に、毎年1回8月に、郡上市にて「水源林見学会」を実施しております。

これまでに17回開催し約1,000名の参加があり、高い関心が寄せられています。

編集後記

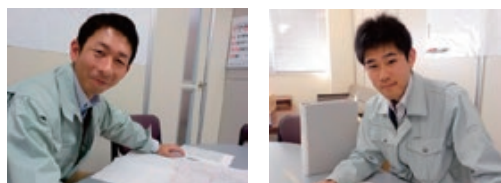


「森林施業プランナー」という言葉を聞いたことはありますか。

森林施業プランナーとは、森林経営のため、その山にあった山林の目標を見つけ出し、目標到達のためのプランを提案し実行していく人をいいます。

公社では、岐阜県が主催する森林施業プランナー育成研修に職員が参加し、これまでに6名の職員が森林施業プランナーとして活躍しています。

私たちは皆様の森林に対し、より良い管理をしていけるよう知識を深め頑張っていきますので、よろしくお願いします。



編集：松尾、橋本

